

担 当	留萌公共職業安定所
	所 長 近 下 昭 一
	上席職業指導官 山下 麻 有
	電話 (0164) 42-0388

留萌公共職業安定所 発表

令和5年12月27日(水)

## 令和5年 障害者雇用状況の集計結果

(令和5年6月1日現在)

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、身体障害者又は知的障害者の雇用義務がある事業主等から、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について公共職業安定所 への報告を求めています。

留萌公共職業安定所管内の令和5年6月1日現在における雇用状況に関する集計結果は以下のとおりです。

### I 概 要

法定雇用率適用区分		法定雇用率	実雇用率			法定雇用率達成割合		
			留萌所	北海道	全 国	留萌所	北海道	全 国
民間企業		% 2.3	% 2.15	% 2.58	% 2.33	% 55.6	% 53.1	% 50.1
地方公共団体	市町村長部局及び市町村の機関	% 2.6	% 2.40	% 2.56	% 2.74	% 62.5	% 70.7	% 79.0

#### ◎ 集計結果のポイント

##### 【 民間企業（43.5人以上規模の企業） 】（法定雇用率2.3%）

- 集計企業数は27企業（対前年比2企業増加）
- 雇用率の算定基礎となる対象労働者数は3,253.0人（対前年比3.7%、116人増加）
- 雇用されている障害者の数は70.0人（対前年比12%、7.5人増加）
- 実雇用率は2.15%（対前年比0.16ポイント増加）
- 法定雇用率達成企業の割合は55.6%（対前年比3.6ポイント増加）

**【市町村長部局及び市町村の機関（38.5人以上規模）】（法定雇用率2.6%）**

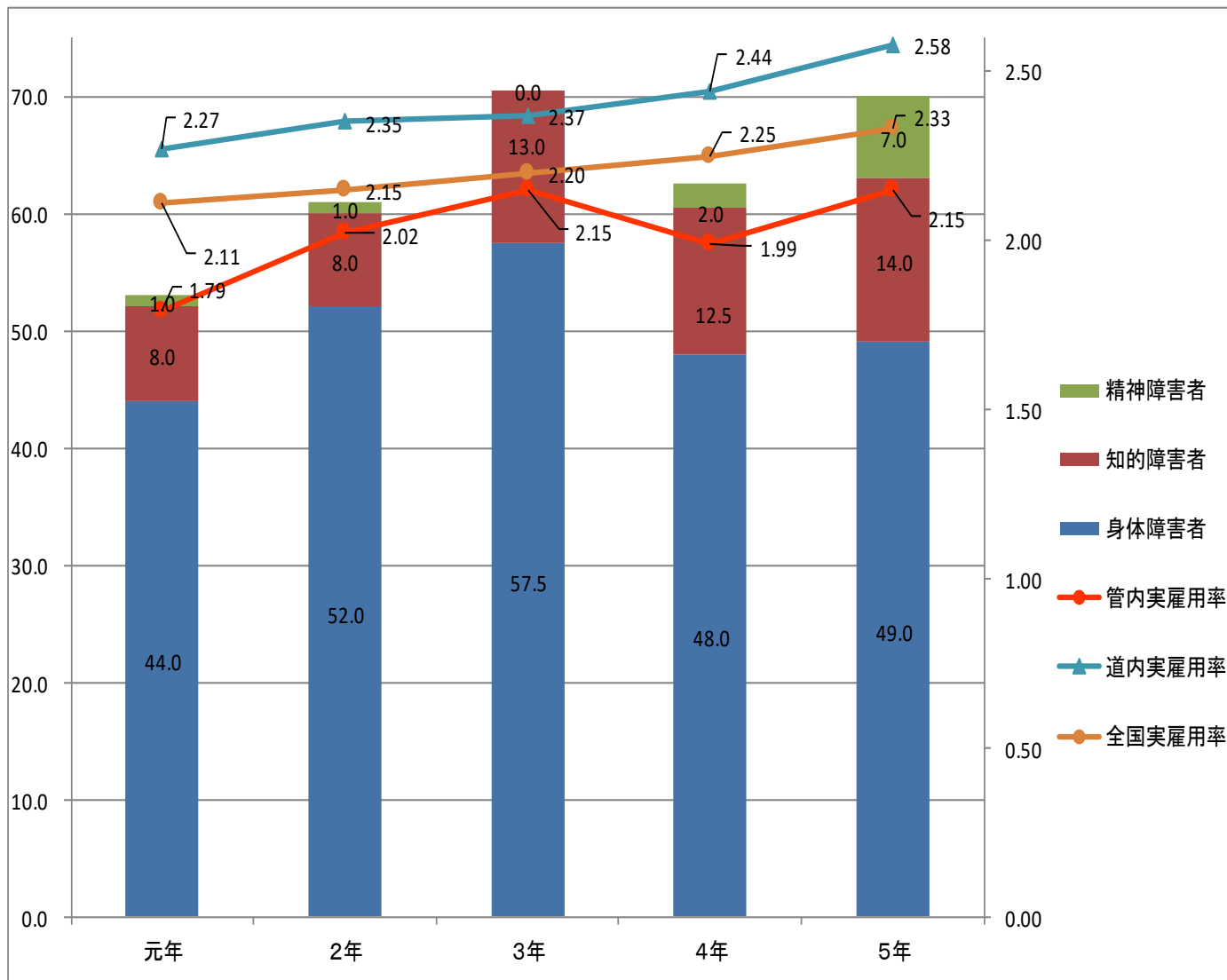
- 実雇用率は2.40%（対前年比0.08ポイント減少）  
法定雇用率達成機関の割合は62.5%（対前年比8.9ポイント減少）

**このため、留萌公共職業安定所では、**

- ◎ 民間企業は44.4%、地方公共団体は37.5%が法定雇用率未達成であるため、今後とも各企業・機関が法定雇用率を達成するよう事業所訪問をはじめとする達成指導に努めてまいります。
- ◎ また、当所では、上記の法定雇用率達成指導を強化するとともに、障害を持つ求職者の紹介、雇い入れに対する助成、福祉施設と連携したチーム支援の充実、ジョブコーチ等を活用した職場適応・職場定着の促進等により、法定雇用率未達成企業に対する障害者の雇い入れ支援にも努めてまいります。

## Ⅱ 民間企業における雇用状況

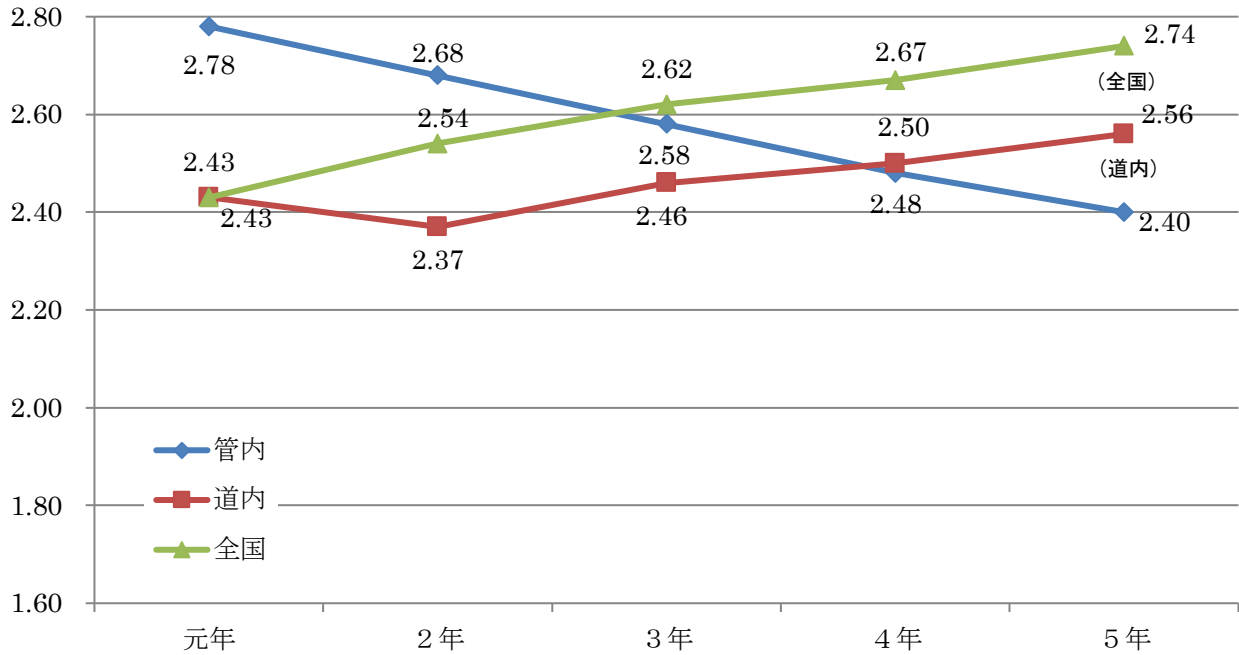
### ○ 障害種別の雇用障害者数の推移



	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
対象労働者数	2961.0	3019.0	3272.5	3137.0	3253.0
障害者全数	53.0	61.0	70.5	62.5	70.0
身体障害者	44.0	52.0	57.5	48.0	49.0
知的障害者	8.0	8.0	13.0	12.5	14.0
精神障害者	1.0	1.0	0	2.0	7.0

## 地方公共団体における在職状況

### ○ 法定雇用率2.6%が適用される機関の雇用率の推移



### ○ 法定雇用率2.6%が適用される機関の在職状況（障害種別等）

(各年6月1日現在)

区分	① 機関数	② 対象職員数	③ 障害者の数			④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率 達成 機関の 数	⑥ 達成割合
			身体障害者	知的障害者	精神障害者			
留 萌	5年	8	958.0	21	0.0	2.40	5	62.5
	4年	7	926.5	22	0.0	2.48	5	71.4
北海道	5年	222	79,739.0	1,744.5	54.0	2.56	157	70.7
	4年	222	79,252.5	1,720.0	46.0	2.50	152	68.5
全 国	5年	2,667	2,053,964.0	42,004.0	2,073.0	2.74	2,106	79.0
	4年	2,670	2,045,754.0	41,858.0	1,988.5	2.67	2,043	76.5

事業主の  
皆様へ

# 障害者雇用のための 支援メニューのご案内

ハローワークでは採用の準備～採用後の定着まで、様々な支援を行っています。

## STEP 1 まずはハローワークへご相談を！

- ・ 同業他社の障害者雇用の事例などを元に、業務の切り出し・創設
- ・ 社員研修（精神・発達障害者しごとサポーター養成講座）の実施
- ・ 障害者雇用のイメージのための、特別支援学校の見学など各種イベントのご案内 ※ハローワークにより実施時期や頻度は異なります



## STEP 2 受け入れ体制を整え、求人募集を開始

- ・ 貴社の求人内容と応募者の障害特性を考慮したマッチング
- ・ 労働条件や求人の記載方法についてのご案内・ご相談
- ・ 受け入れの体制を整えるための情報提供

## STEP 3 採用・雇い入れ～そして定着へ

- ・ 雇い入れ後にご利用いただける各種助成金制度（裏面参照）
- ・ 各種支援機関と連携した定着支援  
（地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校  
などと連携した支援や、ジョブコーチ支援）

さらに詳しいご案内は  
こちらからご確認ください



裏面にも支援メニューがございます

## ○雇入れのきっかけづくり（トライアル雇用助成金）

### 障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース

#### 【障害者トライアル雇用】

安定所等の紹介により障害者を原則3ヶ月間雇用することにより障害に対する理解を深めていただき、その後の常用雇用のきっかけづくりを進める制度です。

#### 【障害者短時間トライアル雇用】

週10時間以上20時間未満の労働時間で、3～12ヶ月間雇用し、最終的に週20時間以上の常用労働者となることを目指す制度です。精神障害者、発達障害者が対象です。

## ○雇入れに活用できる助成金制度（特定求職者雇用開発助成金）

### 特定就職困難者コース

安定所等の紹介により身体・知的・精神障害者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部に相当する額を助成する制度です。

### 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

発達障害者や難病のある人を安定所等の紹介で雇用し、適切な雇用管理等を行った事業主に助成を行います。

## ○職場定着に活用できる助成金制度（キャリアアップ助成金）

### 障害者正社員化コース

障害者である労働者の職場定着を図るために、有期雇用等から正規雇用等のより安定した雇用形態に転換した事業主に対して助成する制度です。

各助成金の支給額・支給要件の詳細については、お近くのハローワーク・労働局へお問い合わせください。

## ◇関係機関との連携した支援

### 北海道障害者職業センター

障害者本人への就業に向けた相談・支援のほか、事業所への障害者の雇用管理に関する支援やジョブコーチの派遣等を行っています。

札幌に本所、旭川に支所があります

### ジョブコーチ（職場適応援助者）

障害者の職場定着を図るためにジョブコーチが会社に出向き、障害者本人、事業主等に支援を行います。

職場にて作業能率をあげる、作業ミスを減らすための支援や障害に配慮した対応方法についての助言・援助等を行います。

### 障害者就業・生活支援センター

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者や雇用している事業所に対し、事業所への訪問などにより相談・助言を行います。

札幌、石狩、旭川、函館、釧路、帯広、北見、小樽、伊達、苫小牧、名寄、岩見沢に設置しております。